

『日新真事誌』の創刊者

ジョン・レディ・ブラック

浅岡邦雄

はじめに

- 1 邦字紙創刊までのブラック
- 2 『日新真事誌』創刊前後
- 3 左院御用の契約
- 4 <財政改革に関する奏議>の掲載
- 5 <民選議院設立建白書>掲載の波紋
- 6 左院への御雇い
- 7 『万国新聞』問題から死去まで
- 8 『日新真事誌』の形態と内容

- A 創刊・廃刊日(号数)
- B 刊行頻度・休刊日
- C 発行部数
- D 価格
- E 販売
- F 印刷
- G 紙面構成
- H 論説
- I 投書

はじめに

幕末から明治初年にかけて、日本に「新聞紙」というニュー・メディアが出現した。この新たな媒体は、その後さまざまな曲折を経て現在に至るが、その揺籃期の幕末から明治初期に、横浜や東京で英字新聞、邦字新聞を発行した英国人ジョン・レディ・ブラック(John Reddie Black)は、日本のジャーナリズム史の上で忘れてはならぬ重要な人物のひとりである。日本における彼の活動の中でも、とりわけ明治5年3月(1872年4月)に東京で刊行した邦字紙『日新真事誌』は、当時の新聞読者や諸新聞はもとより、時の日本政府に対しても少なからぬ影響を与えた。しかしながら、日本におけるブラックの活動とその評価については、従来必ずしも充分明らかにされているとは

いいがたい。外交官で日本研究家であったサンソム(Gerge B. Sansom)は、著書『西欧世界と日本』の中で、ジャーナリスト・ブラックにふれて次の様に述べている。

「彼はこのほかに最初の定期的な日本語新聞をもひとつ創刊した。それは『日新真事誌』という新聞で、みずから筆をとったり、日本人の論説家に書かせたりした論説によって、ある程度の影響力をもった。国会開設運動の盛んなころには政府を攻撃し、彼の敵対的論評を黙らせようとした日本政府から官職を提供されたりした。日本のジャーナリズムに対する彼の影響は相当に大きいものであるにもかかわらず、日本ではそのことがいつも十分に認められているとはかぎらない⁽¹⁾。」

この文章は今から約40年前に書かれたものだが、現在でもこの事情はそれ程変

っていないといってもよい。

ここでは、これまで未紹介の資料などを用いて、『日新真事誌』を中心とする彼の活動と同紙の形態と内容とに焦点をあてて検討することにしたい。それにより、これまでの誤りを訂正し、従来空白であった部分の一部なりを埋めることとなるだろう。

なお、本稿では未紹介の公文書の類から長文にわたるものでも煩をいとわず引用したが、その際漢字は当用のものに、変体仮名はカタ仮名に改め、適宜句読点を補った。また、年月日の記載はすべて和暦で記し、西暦を併記した。

1 邦字紙創刊までのブラック

ブラックの生涯の中で、来日以前の活動歴については現在のところ断片的にしるか判っておらず、それも回顧談や伝聞といった資料的裏付けに乏しいものが多い。ここでは、新たに判明した事実をおりまぜながら、彼の足跡を追ってみたい。

J. R. ブラックは、文政9年12月11日(1827年1月8日)英国スコットランドのFife州Dysartに生まれた⁽²⁾。少年時の教育をロンドンのクライスツ・ホスピタル(Christ's Hospital 別名ブルー・コート・スクールとも呼ばれる)で受けると、家代々の習慣に従い海軍士官となった。だが、海軍士官としての栄達が望めないことから、オーストラリアへの移住を考え、妻エリザベス・シャーロット(Elizabeth Charlotte)を伴い、嘉永7年9月8日(1854年10月29日)オーストラリアのアデレード(Adelaide)に到着した⁽³⁾。約9年にわたるオーストラリア滞在中の活動は詳らかでなく、伝えられ

るところでは商業活動に従事したが成功せず、金鉱などでコンサート歌手をしていたこともあるといわれている。その間、安政5年11月18日(1858年12月22日)には、のちに快楽亭ブラックと名乗り寄席の高座に出演して人気を博した長男のヘンリー・ジェームス(Henry James)が誕生している⁽⁴⁾。文久2年(1862年)頃、バララート(Ballaarat)で日本から戻ったばかりの人物から未知の国日本についての話を聞かされ、大いに興味をそそられた。このことが日本に立ち寄ってみたいと彼に思わせた原因のひとつだったかも知れない。結局、オーストラリアでは思うにまかせず帰国することとなり、妻子を先に英国に帰し、文久3年11月(1863年12月)頃に単身で来日した⁽⁵⁾。

当初ブラックは、横浜で競売人として活動し、元治元年10月(1864年11月)ハンサード(A. W. Hansard)のHansard & Co.の共同経営者となる⁽⁶⁾。さらに半年後の元治2年4月2日(1865年4月26日)には、ハンサードの刊行する英字紙『ジャパン・ヘラルド』(The Japan Herald)の共同編集人となり、社名もHansard & Blackと変更された⁽⁷⁾。おそらく元治元年の前半頃すでにブラックとハンサードとはなんらかの接触があったものと思われる。こうして経済的な基盤を確立し、日本定住の意志も固めると、英国から妻子を呼び寄せようと考えたのであろう。慶応元年9月20日(1865年11月8日)横浜着のグラナグ号で妻子が来日した⁽⁸⁾。

この頃、『ジャパン・ヘラルド』の記事を熱心に翻訳していたひとりの日本人がいた。福沢諭吉である。福沢は翻訳した記事を諸藩の江戸留守居役に売り、それ



J. R. ブラック

で得た報酬を小幡篤次郎ら中津藩子弟の学費にあてていたのである⁽⁹⁾。ブラックは著書『ヤング・ジャパン』の中で、当時『ジャパン・ヘラルド』の日本人による定期購読は僅か6部程であったと誌している。その後事業の失敗などのトラブルから、慶応3年6月(1867年7月)『ジャパン・ヘラルド』はハンサードの養子ワトキンス(A. T. Watkins)にその経営権が移った。程なくヘラルド社から離れたブラックは、ヘフト(M. J. B. Neerdkhoek Hegt)の協力を得て、同年9月15日(10月12日)本格的な日刊新聞『ジャパン・ガゼット』(The Japan Gazette)を毎夕発行することとなる。同紙は次第に好評を博し、そのため競争紙である『ジャパン・ヘラルド』も対抗上日刊紙を毎夕刊行せざるを得なくなった。この新聞から、彼がいついかなる事情で離れたのかは今のところ明らかではないが、明治3年5月1日(1870年5月30日)には、P.O. 印画紙に焼きつけた写真を直接紙面に貼りつけた写真入英字誌『ファー・イースト』(The Far East)を創刊した。専属カメラマンとしてオーストリア人の

モーゼル(M. Moser)が撮影を引き受け、印刷は離れたとはいえジャパン・ガゼット社でおこなうことができた。この頃には、長男の他に次男ジョン・レディ(John Reddie)、長女エリザベス・ポーリン(Elizabeth Pauline)が生まれており、ブラックは3人の子の父親となっていた。

明治時代早々から、彼は邦字紙の刊行を考えており、同国人ファウンズ(C. J. Pfounds)の勧めもあって、一度は上海の美華書院(Presbyterian Mission Press)からカタ仮名の活字を取り寄せたこともあった。だが、日本語の新聞を発行するには漢字の活字が必要であることに気づき、またファウンズに他の仕事が持ち込まれたことなどから、この計画は実現するに至らなかった。邦字紙発行の動機について、ブラックは後に自著の中でこう述べている。

「私はいつも日本語の新聞を発行したい、と強く望んでいた。というのは、私が始めて日本に到着して以来、たまたま会ったサムライのなかには、外国のことについて、子供のように無知であり、同時に知識と教育を得たいと熱望している者が大勢いたので、彼らの望むものを与えるには、新聞の記事をおいて、他にそれ以上の良法はない、と考えていたからだ⁽¹⁰⁾。」

2 『日新真事誌』創刊前後

横浜で発行していた『ファー・イースト』が初年度刊行後に再刷を出せる程に刊行が軌道にのった明治4年11・12月(1872年1月)頃、東京で知人のポルトガル人フランシスコ・ダ・ローザ(Fran-

cisco da Roza) と会った。邦字紙発行を強く勧めるダ・ローザに対しブラックは、以前からその意思はありながら、実現に至らなかった困難な点をいくつかあげている⁽¹¹⁾。まず、彼自身日本語が片言の会話程度しかできず、そのうえ書き言葉の知識がまったくないこと、日本語の新聞には漢字が是非必要であること、新聞発行について日本政府の許可が不可欠だがそれが容易でないこと、等々である。これらブラックのあげた問題点に対して、日本語に堪能であったダ・ローザは、権限をまかせてくれるのならば柘植で木活字を作れる職人を捜すこと、編集者にはもと箱館奉行の組頭を勤めた日本人の学者⁽¹²⁾を紹介すること、支配人として信頼に足る日本人⁽¹³⁾を雇うこと、文部卿に紹介して新聞発行の許可が得られるよう尽力することなどを約束した。ダ・ローザは、マカオ生まれといわれるポルトガル人で、来日時期は不明だが、すでに幕末の文久3年(1863年)に横浜で英字紙『ジャパン・コマーシャル・ニュース』(The Japan Commercial News)を発行した経験もあり、新聞刊行のうえではブラックの先輩でもあった。母国語の外に、英語、日本語にも通じるなど語学の才能があり、また日本政府高官ともつながりを持っていた人物である。おそらくダ・ローザの協力がなかったならば、邦字紙の刊行は実現をみなかったであろう。ダ・ローザという恰好の協力者を得て、邦字紙発行の計画は実現に向けて具体的に動き始めたのである。

ところで、東京都公文書館所蔵の『書翰留』(明治五年⁽¹⁴⁾)には、ブラックの邦字紙創刊にかかわる一件記録が収められている。この資料はこれまで紹介される

ことがなかったと思われるので、適宜引用しながら『日新真事誌』の創刊に至る動きをたどってみよう。

英国臨時公使アダムス(F. O. Adams)は、外務卿副島種臣に宛てた明治5年2月3日(1872年3月11日)付の書簡で、横浜で英字紙を刊行していたブラック氏が、今度東京で日本語の新聞を発行する計画があり、この件で貴下に面談したいと希望しているの、よろしく配慮して欲しい、との依頼をしている。2月5日(3月13日)頃ブラックは外務省におもむき、邦字紙発行の意義を書面をもって説明し、その手続等につき尋ね、刊行を許可して欲しい旨依頼していた事情が2月7日(3月15日)付の外務省から東京府宛の文書によって窺える。外務省の見解は、「英国公使ノ紹介ニテ当省へ罷出、別紙書面ノ趣聞届呉候様申出候ニ付、勘弁致候処、右ハ差許候テモ不都合ノ儀有之間敷と存候⁽¹⁵⁾。」というもので、さらに、東京で刊行し手続上のこともあるので、築地の運上所にて指図を受けるよう指示したので取計って欲しい、とある。2月15日(3月23日)には、英国東京副領事マーティン・ドーメン(Martin Dohmen)からも、東京府知事由利公正に宛てて、ブラックの請願書の写しを添えた書簡が送られ、「何卒別紙ニテ其懇願せる事情御承知下サリ、東京府より右御許容相成候様、拙者〔に〕おひても希望いたし候⁽¹⁶⁾。」と重ねて刊行許可を依頼している。添付されたブラックの書面によれば、すでに2月14日(3月22日)の時点で文部卿の大木喬任と面談し、布告類掲載許可の内諾を得ていたことが知れる。こうして2月25日(4月2日)文部省は東京府宛の文書で、

「英人⁽¹⁷⁾テールフレツキ氏、日本新聞日々刊行ノ儀、別紙免許状を差送候間、同人へ御渡可相成候⁽¹⁷⁾。」

と邦字紙刊行を許可し、免許状を東京府へ差送った。これを受けて東京府は、副領事ドーメンに宛て、新聞刊行が認可された旨を伝えると共に、免許状を本人に渡し、かつ新聞発行の都度3部納付するよう連絡方を依頼した。

英国人 テールフレツキ氏
右東京ニ於て日本文新聞紙毎日
出版願ノ通免許候事

但刻成ノ都度ニハ三部上納可
致事

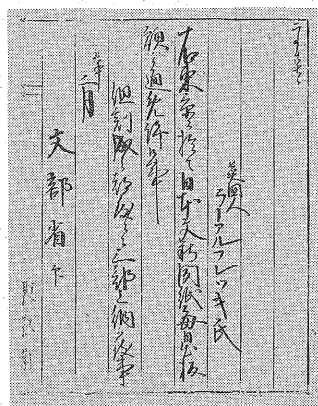
壬申二月 文部省⁽¹⁸⁾

上記の免許状がブラックに与えられた。こうした一連の発刊のための準備活動には、グ・ローザの尽力が与って大きかった。

ブラックらの邦字紙創刊の動きは、同じ頃同様に日刊紙の創刊を計画していた条野伝平ら『東京日日新聞』創立メンバーの耳にも入ってきた。創設者のひとり西田伝助は、のちに創刊時を回想して次のように述べている。

「翌明治5年1月の末頃と覚えました。或日条野が参ってきて聞けばブラックといふ英国人が新聞（日新真事誌）を始めるさうだ。夫に米沢町の名主の小西義敬も新聞（郵便報知）を始めるということだから、同じやるなら一日も早く出した方が宜ろうといふので、夫から急に騒ぎ立て、段々運びを附けて往った⁽¹⁹⁾。」

こうした事情もあってか、『東京日日新聞』はブラックらに先駆けて、明治5年2月21日（1872年3月29日）に創刊された。また、前年の4月から刊行されていた『新聞雑誌』第31号（明治5年2月）



邦字紙刊行許可状（東京都公文書館蔵）

にも、

「三月朔日ヨリ東京ニ於テ、英人⁽²⁰⁾「テールフレツキ」我国語ヲ以テ毎日新聞ヲ刊行シ、西洋風ニ毎朝八字ヲ限り府中ニ分配セル由、此挙ハ邦人合議シテ起セル事ナルベシ。」

との記事がみえる。この記事にあるように、あるいはブラック自身3月1日（4月8日）創刊を期していたのかも知れない。ところが、文部省が刊行を許可した翌日の2月26日（4月3日）午後3時頃、和田倉門内にある元会津藩邸から出火し、折からの強風にあおられて火は燃え拡がり、「京橋西紺屋町并ニ銀座二丁目、大通ハ銀座一丁目ヨリ尾張町二丁目迄、（中略）新島原南側残ラズ、小挽町一丁目ヨリ五丁目迄、西本願寺中残ラズ、築地南飯田町ヨリ『ホテル』迄焼失⁽²¹⁾」といった大火災がおこった。そして、この大火事により、『日新真事誌』の事務所も類焼してしまった可能性が強い。というのは、『日新真事誌』創刊号は築地新栄町5丁目から発行されたが、前述『書翰留』中の東京府から文部省宛の文書に、「場所ハ築地小田〔原〕町ニ於テ開店ス」

と朱書されているからである。つまり、当初築地南小田原町に事務所を設けたが、この大火事で焼失ないしは類焼したため、僅かに焼け残った新栄町に事務所を移し、当初の予定を遅らせて創刊したものと考えられる。こうした思わぬ災禍にもかかわらず、ブラックはさらに新聞創刊のための準備を進め、3月5日(4月12日)付で東京府知事宛に願書⁽²²⁾を提出した。それは太政官をはじめ諸官省からの布告・命令等を派遣する代理人によって書き取らせて欲しいこと、府下六大区の各区庁への取材、相場について問屋への取材、内外船の出入りに関する運上所からの告知、以上につき格別の助力を乞うというものである。さらに追記として、「尚以貪人ハータコノ新聞誌買入難ク、仍テ府下ノ辻々へ新聞掲示普ク人民へ告知申度、此段御差許被下ベク候也⁽²³⁾」と新聞掲示板設置の許可をも依頼している。東京府は各省に代理人派遣の可否を問い合わせたところ、すべて差し支えなしとの回答があった。また、その他取材の希望も認められ、新聞の掲示については、運上所の役人がブラック側の者と同道のうえ、設置場所を特定することとなる。ブラック側の予定した新聞掲示板設置場所は、浅草雷神門前、両国橋前、日本橋、尾張町、神明町、筋違橋内、九段坂上、永代橋前、上野山下、四谷御門外、牛込御門外、本郷片町(のち本郷六丁目に変更)、品川駅、赤坂御門外の計14カ所である。このうち差し支えのある尾張町を除く13カ所が認められた。

こうした曲折を経て、ついに明治5年3月17日(1872年4月24日)『日新真事誌』は創刊された。1枚刷り4面建の同紙は、当時すでに刊行されていた邦字紙に較べ

て格段の内容と体裁をもつものであった。第1面の〈告白〉と題する社告欄では、

「人々ノ聞見ヲヒロクシ、万事ノワケコノ新聞誌ヲ一目見レバ世ノ中ノ事ガ知レ、人々ノ世渡リノ道ヲノミ込、ジツシテ天下ノヲトツレ事情ヲ知ル便利ナルモノ」

であることを告げている。創刊の翌4月中には発行所を築地から芝増上寺内の源興院に移した⁽²⁴⁾。火災後の築地ではなにかと新聞刊行上の不都合があったものと思われる。こののち、品川・横浜間で鉄道が仮開通すると、ブラックは井上勝鉄道頭に駅構内での新聞販売を願い出ると共に、駅での新聞販売人に鉄道寮の法被を与えて欲しい旨の請願書を提出している。6月1日(7月6日)付の請願書には、

「過日縷述仕候通り、新聞紙普ク世上へ売弘ノ為、ステーションニ於テ汽車ノ乗客往復ノ者相捌度、就テハ売捌人御寮ノ法被ヲ御授与、鉄道中更ニ故障ナク御免許早々御尽力ノ程、伏テ奉懇願候⁽²⁵⁾。」

とあり、これを受けた井上鉄道頭は、「御差免ニ相成候而不苦様相考候⁽²⁶⁾」と意見を付して決裁を求めた。これに対し山尾庸三工部少輔は、6月15日(7月20日)付で鉄道頭に次のように回答している。

「英人ブラック義、鉄道ステーション於テ新聞紙売弘メ致シ度旨申出候趣ニ付云々申越候段、致承知候。願出ノ通売弘メ候而不苦候間、其段ブラックへ御達有之可然候。此段御回答候也⁽²⁷⁾。」

鉄道寮の法被を着た販売人がどの駅で立売りを始めたのかは明らかではないが、いづれにせよこれは駅構内における

物品販売の嚆矢といえよう。新橋・横浜間で正式に鉄道業務が開始されると、以後紙面に「汽車出発時刻及賃金表」が毎月掲載されることとなる。

『日新真事誌』が創刊して程なく、既刊の『横浜毎日新聞』『新聞雑誌』『東京日日新聞』3紙が大蔵省により毎月3府72県各3部、計225部購入されることとなる。これは政府の新聞奨励策の一環とみられるものだが、7月8日(8月11日)には『日新真事誌』も前3紙と同様購入されることとなった。政府側のこうした奨励策もあって、同紙の刊行は順調に軌道にのっていった。

ブラックは自ら論説の筆を執って、教育を論じ、議院制度の由来を説き、遣欧使節への批評を述べるなど、日本人の啓蒙のため大いに論陣を張ったのである。

3 左院御用の契約

創刊から半年を経ずして『日新真事誌』は内容・体裁とも日刊紙として主導的地位を確立するに至るが、さらに政府側の情報面を一層充実させることになるのが、同年11月(12月)に結ばれた左院御用申付の約定である。この契約について述べる前に、左院について簡単にふれておきたい。

廃藩置県が断行された直後の明治4年7月29日(1871年9月13日)、それまでの政府機構を根本的に改める太政官職制と事務章程が制定された。太政官職制は、「天皇ヲ補翼シ庶政ヲ総判」する正院と、「当務ノ法案ヲ草シ諸省ノ議事ヲ審調スルヲ掌ル」右院、及び「議員諸立法ノ事ヲ議スル」左院の三院からなる。左院事務章程では左院は、

「新ニ制度条例ヲ創立シ、或ハ従来ノ成規定則ヲ増損更革シ、及未ダ例規ナキ事ヲ考定スル等、正院ノ下議ト本院ノ建議トヲ論セス、都テ議長議員ノ衆論ヲ尽シテ之ヲ判決シ、鈴印ノ後正院ニ上達ス⁽²⁸⁾。」

と定められている。その後3度にわたる職制・事務章程の潤飾・改定により、左院の権限が大幅に削減されたり、また復活して強化されたりもしたが、明治8年(1874年)4月14日詔勅をもって左院は廃止と決定、変って元老院が設置されることになる。左院の設置期間は3年8ヵ月程であった。議事制度導入への積極的な姿勢や言路洞開への開明的傾向が窺える左院は、政府部内では反主流派といってよい位置にあった⁽¹⁹⁾。

さて、話をもどすと、明治5年10月(1872年11月)左院議長後藤元燁(象二郎)と、同副議長伊地知正治の連名をもって次の上申がなされた。

「別冊新聞紙ノ儀、御允可於被仰付ハ、英人貌刺屈先前ヨリ文部省ノ許可ヲ受ケ新聞紙致再行居候ニ付、右へ申付三ヶ年位ノ期限ヲ定メ御用為相勤度、左候得ハ旁ラ英国法律等ノ儀モ同人へ尋問致シ、無給料ニテ御用弁ニモ相成可申奉存候。猶同人へ引合方条約等ノ儀ハ、本院へ御任セ被下度、此段申上候以上⁽³⁰⁾。」この上申は10月30日(11月30日)付で「伺之通」と許可された。左院と『日新真事誌』との間に結ばれた約定は全10条と追加2条とからなる。

定約ノ条例

日本明治五年十一月朔日、即チ西洋曆一千八百七十二年十二月朔日ナリ、是ノ日ニ於テ日本政府ノ左院ノ議長後藤象二郎殿ト、東京ニ於テ毎

日刊行スル新聞紙日新真事誌出版人
ジョブアンアールブラックト間ニ相互
ヒニ確定シタル約定書ニシテ、則チ
其ノ条約ノ規程左ノ如シ

第一例 現ニ今茲ニ記載シタル本日ヨ
リ、日本政府〔パアレメント〕則チ
左院ノ官用ノ命令ヲ蒙リ、則チ難有
拜命シタリ。其命令ヲ受ケシ要用ハ、
左院ノ議事・命令・政府諸省ノ布告
並ニ律令・法度・建白書等総テ刊行
出版ノ事ナリ。

第二例 茲ニ今記載シタル左院ニ於テ
ノ議事・命令及ヒ布告・律令・法度・
建白書等ハ、吾カ出版スル新聞紙上
ニ於テ判然ト區別部分ヲ境界シ、決
シテ他ノ出版スル箇条ト錯乱セシメ
ザル事ヲ要スルナリ。

第三例 左院ノ命令及ヒ布告・律令・
法度・建白書等総テ西洋語文ニ翻訳
ヲ成シ可得事。

第四例 左院ノ命令及ヒ布告・律令・
法度・建白書等総テ洋文ニ翻訳シ、
パアレメント則チ左院ニ公達シ、必ス
其ノ検査ヲ経テ後チ出版可致事。

第五例 新報取集メ人、則チリポフタ
ノ人ヲ以テ、隔日ニ左院ニ差出シ、
上ノ条約ニ述ル処ノ各条ヲ受ケ取可
申事。

第六例 茲ニ謂隔日ニ左院ニ差出スリ
ポフタ人ノ姓名ハ、兼テ前以テ公達
致シ置キ可申事。

第七例 茲ニ謂リポフタ人ハ、隔日宮
城ニ罷出候テハ、兼テ宮門通行免許
ノ鑑札ヲ左院ヨリ下シ置キ可給事。

第八例 出版スル処ノ日新真事誌、毎
日二十部ツツ尋常ノ定価ヲ以テ可納
事。

第九例 パアレメント即チ左院ノ命令及
ヒ布告・律令・法度・建白書等総テ
日新真事誌而己ニ記載シ刊行出版致
ス事ヲ得ルニ於テハ、他ノ新聞紙ニ
於テ決シテ同様出版ハ許ス可カラザ
ル事、此ノ日新真事誌ニ出版スル処
ノ各々ノ箇条ハ皆ナ人民ノ信用ヲ要
シ、後日ノ証拠ト確定シテ可ナラン
事。

第十例 今茲ニ定メラル条約ハ、今ヨ
リ三ケ年ノ間相続保護可致事、期限
三ケ年終テ又共ニ再度ノ発行ヲ望ム
時ハ、其時又タ新タニ約条ヲ定ム可
キ事

以上ノ通り約条ニ無相違証トシ
テ、姓名ヲ記載シ、定約スル処ナ
リ

後藤象二郎
伊地知正治

ブラック

追加

一、左院御用ノ命ヲ蒙リ候ニ付テハ、
無給ニテ御用相勤申ヘキ事

一、御用相勤候年限内ハ、私儀東京第
二大区五小区芝山内源興院へ出張致
シ、日々御用相勤候様可仕、尤留守
居ノ者住居為致可申事

但都合ニヨリ東京府内ニ移住致シ
候儀有之時ハ、其節御届可申上候
事⁽³¹⁾

この約定は、3年間の期限付ながら左
院の議事・議案・布告・建白書等の掲載・
刊行の御用を『日新真事誌』が務めると
いうもので、いわゆる外国人の御雇いと
はまったく性格の異なるものである。つ
まり、左院の資料・情報を独占的に掲載
できるとする契約であったことは上記の

「定約ノ条例」によって明らかである。それ故、著名な新聞通史にブラックは「報道自由の信念から左院議事や建白の掲載を願い出で、その許可を得て、左院議事御用の六字をかかげたが、それは左院の御用をつとめるという意味ではなかった⁽³²⁾」とあるのは誤解を招く表現ではないだろうか。この左院との契約は、『日新真事誌』の名を権威付けると共に、同紙に有形無形の利益をもたらすこととなった。以後、新聞題字の右側には「左院御用」の文字が掲げられ、第1面には〈左院録事〉の見出しをもって左院からの情報が掲載されることとなる。ブラックは社前に「左院御用」の高張提灯をかかげて大いに喜んだとのエピソードが伝えられている。

4 〈財政改革に関する奏議〉 の掲載

明治6年(1873年)に入ると『日新真事誌』は、2月からそれまで日曜日であった休刊日を1・6日(1と6のつく日)に改めた。

この頃、正院印書局から史官宛に興味ある願書が提出されている。「貌刺屈新聞并海外新聞差廻方ノ儀ニ付用度課へノ御達案相添願書⁽³³⁾」がそれで、内容はこれ迄東京・横浜の二新聞が日誌課から差廻されてくるが、海外の情報に乏しいのでブラックの『日新真事誌』及び翻訳局開版の『海外新聞』を差廻して欲しい。ついでには用度課への御達案を添えて願う、というものである。しかし結果は、「各局共夫々行届不申候ニ付、御下渡不相成候事」と却下されている。印書局にそれまで差廻されていた東京・横浜の二新聞と

は『東京日日新聞』と『横浜毎日新聞』であったと思われるが、この願書は政府部内においても『日新真事誌』の豊富な外国情報に注目していたひとつの証左といえよう。

明治6年における『日新真事誌』の報道で最も大きな話題を投げかけたのは、5月10日に掲載された〈財政改革に関する奏議〉の記事であった。前年からくすぶり続けていた大蔵省と他省との紛議は、明治6年に入ると一層混迷の度を増し、ついに5月司法省、文部省、工部省などの予算増額要求に対し、大蔵省がこれを大幅に削減したことをめぐって抗争はその頂点に達した。その結果、大蔵大輔井上馨と同三等出仕渋沢栄一が連袂辞職するという政治的事件にまで進展した。辞職に際して井上・渋沢は連署して〈財政改革に関する奏議〉を政府に提出する。この機密文書に類する奏議そのものが5月10日付『日新真事誌』に掲載された。他に『新聞雑誌』や横浜の英字新聞にも遅れてこの奏議は掲載されたため、政府に大きな衝撃を与えることとなった。渋沢は、辞職前すでにまとめていた意見書の草案を、文才のある江幡五郎(那珂通高)に依頼して文飾を整え、井上の一閱を経たのち奏議として政府に提出したものであることを回顧談⁽³⁴⁾で述べている。新聞への公表については、渋沢から井上宛書簡の追伸によって渋沢の発想にかかるものであったことがわかる。

昨夜呈御覽候奏議、今朝より那珂と共に頻ニ推敲いたし、漸浄書仕候間、乃チ調印ノ上差上申候、明日正院へ奉呈候義ハ宜御取計被下度候、尤も生ハ一紙ノ置手紙を添て、今夕之を

大隈へも相廻し置候
右申上度、勿々頓首

五月六日 渋沢栄一

世外老台

尚々何卒新聞紙にも出し申度、其
辺よろしく御取計被下度候⁽⁹⁵⁾

この奏議が新聞に公表されたことに対して、江藤新平などはほとんど朝敵同様な事だと激怒したという。また、この1カ月前の4月10日には、「在官中ノ事務ハ勿論、或ハ外国交際ノ妨碍トナルヘキ類ハ、瑣細ノ件ト雖トモ私ニ新聞紙へ令掲載候儀不相成候事」（太政官布告第131号）と公布されたばかりであったから、政府上層部には焦燥と不安が募るばかりであった。司法省はこの機密漏洩に対し井上らの徹底的糾弾を求め、その結果司法臨時裁判所から、機密漏洩の廉をもって井上馨に贖罪金3円、同省6等出仕岩橋徹輔に贖罪金6円の処罰が下されることとなった⁽⁹⁶⁾。渋沢が罪をまぬがれたのは、井上が彼は無関係であるとかばったことによる。

同年7月30日、ブラックはこれまで発行所としていた増上寺内源興院ではなにかと手狭となったため、島田善右衛門所有の銀座4丁目9番地（現在の和光のあたり）煉火石家作を借受け、ここに移転する旨を届け出た⁽⁹⁷⁾。ところがこの移転に東京府から外国人の居留地外住居にあたるとしてクレームがつき⁽⁹⁸⁾、ついには居留地外居住の免許状交付をめぐる左院事務総裁と外務卿との交渉にまで至るか⁽⁹⁹⁾、結局移転は認められた。のちに新聞各社は銀座に進出することになるが、『日新真事誌』の銀座移転はその先駆けを成すものであった。

5 〈民選議院設立建白書〉 掲載の波紋

銀座に進出したのち明治6年12月には、活字をそれまでの木活字から鉛活字に変更、従来に較べて紙面の体裁が整った。12月9日の紙面には、不用となった木活字8万本の売却広告が載せられている。ブラックにとって、創刊以来念願していた印刷態勢がここでやっと整ったことになる。

この少し前、政府内では〈征韓論〉をめぐる西郷隆盛、板垣退助らと岩倉具視、大久保利通らによる確執が深刻になっていた。結果、岩倉・大久保側が勝利を得るに至ると、彼等と対立していた西郷を始め、板垣、副島種臣、後藤象二郎、江藤新平らの参議があいついで辞職するといった政治的事件にまで発展した。いわゆる〈明治6年政変〉といわれるものである。翌明治7年(1874年)1月17日、下野した副島、後藤、板垣、江藤ら前参議に加えて由利公正、小室信夫、岡本健三郎、古沢滋の8名は連署して〈民選議院設立建白書〉を左院に提出。この建白書が翌18日の『日新真事誌』に掲載された。「臣等伏シテ方今政權ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラス、下人民ニ在ラス而、独有司ニ帰ス」で始まるこの建白書の公表をきっかけに、『日新真事誌』はもとより『新聞雑誌』『東京日日新聞』『明六雑誌』などの諸新聞雑誌に知識人による賛否両論の論説や投書がしばしば掲載され、大きな反響をよぶこととなる。『日新真事誌』は加藤弘之の「疑問」と題する民選議院尚早論やそれに対する板垣、後藤、副島らの「対問」と題した反論を

も掲載するなど、賛否両論を掲載する方針をとったが、議会制度の国英国出身のブラックにとって民選議院設立は前々からの持論でもあった。彼は創刊早々、「選挙ノ方法ナキ政府ハ宛モ眼ナキ人ノ如シ……」(明5.5.17)といった議会設立を望む論説を述べている程で、民選議院問題による議論百出は望ましいことであった。なお、この建白書が新聞に掲載された事情について、『自由党史』には次のように記されている。

「木戸は建白の稿本を一見せんことを請ふ。板垣即ち小室に命じて之を送らしむ。小室事情を察せず、先づ之を日新真事誌に掲げ、然る後ち其新聞紙を木戸に送る。木戸見て為めに頗る感触を害せりといふ。而して未だ幾ならずして武市等刺客の変起り、更に猜眼以て板垣等を視、交情遂に相疎隔するに至る⁽⁴⁰⁾。」

民選議院設立問題は、それまで報道中心であった諸新聞が、政論を中心にと変化していくひとつの起爆剤の役割をはたす結果ともなった。そして、諸新聞の中にあつて世論の喚起を主導したのが、『日新真事誌』であつたといつてよい。しかし、建白書による議会開設の議論沸騰に相前後しておこつた岩倉具視暗殺未遂事件や、佐賀における江藤新平らの蜂起は、政府上層部に大きな危機意識をもたらした。2月17日、政府は院省使府県に対して、佐賀の乱に関係する軍事情報を新聞に報知することを一切禁止する達(太政官達第22号)を公布した。この達は、2月15日付陸軍大輔西郷従道から三条実美に宛てた「軍事関係ノ事件新聞ニ掲載差止ノ儀伺⁽⁴¹⁾」を受けたものである。この事態に対してブラックは、2月20日付で左院長官宛に建白書を提出した。その一

節に、

目下日本鎮西ノ動揺ノ如キ、巷議紛々、民或ハ無根ノ浮説ニ惑溺シ、其心洵々トシテ頗ル平穩ナラス、思フ国家ノ憂患焉ヨリ大ナルナシト、且ツ謹テ承ル、佐賀県下動揺ニ因テ已ニ兵ヲ出ス故ニ、軍事ニ関スル件諸官庁ヨリ新聞紙ニ掲載セシムルコトヲ禁スト、嘗テ聞ケリ、軍機ヲ未発ニ漏洩スルハ名将ノ最モ忌ム所ト、故ニ軍律亦其罰ヲ存ス、然レトモ既往ノ事之ヲ覆ハント欲スル、果シテ得ヘカラサルナリ、若シ敢テ之ヲ覆ハント欲セハ、民官報ノ確々タル実況ヲ知ル能ハス、徒ニ巷議街説ニ惑溺シ、却テ人心ノ動揺ヲ醸サン⁽⁴²⁾

とある。さらに2月23日付〈論説〉欄においても、政府の誤った措置を正すべき旨を論じている。この建白書は左院において審議を受けたが、2月25日に内務省が取消の達を出したこともあつて、28日付の左院の回答⁽⁴³⁾は、25日以後は掲載してもよいので建議者に篤とその旨を説明し、建白書を差し戻すというものであつた。

さらにこの翌月、『日新真事誌』に掲載されたひとつの投書が筆禍を受けるといふ事件がおこつた。3月12日に掲載された、三重県東菰野村の小学校教員龍崎潜の投書がそれで、投書中の「大姦小姦政府に阿諛する小人を有才として御登用」などの一節が、「著述シテ政体ヲ妨害スル者」(改定律例第291号)として、自宅檻禁70日の処罰を受けるとなつた⁽⁴⁴⁾。この事件で、投書した者が処罰されながら、投書に掲載した新聞の発行者であるブラックにはなんらの処罰が及ば

なかったのは、治外法権に守られる外国人であるが故であった。そのため、後述する左院御雇いの策略を政府になさしめた誘因のひとつがこの事件であったといってもよいだろう。そしてこの年の秋には、大蔵省側が『日新真事誌』の記者に書類等の下渡しを拒否するという事態がおこった。大隈重信宛ブラックの書簡がそれを示している。

然ル処当局ノ報知者大蔵省へ罷出候折柄、以来右御書類等御下渡シ相成兼趣御達有之候、附テハ甚タ恐入候得共、何卒従前ノ如ク諸書類当真事誌局へ御下渡相成候様、閣下ヨリ御下命有之度奉願候⁽⁴⁵⁾

もし書類を写すのが手数であるならば、当方の記者が写し取るので、従来通り書類を閲覧させて欲しいとの願は、おそらく聞き届けられることはなかっただろう。

同じ頃内務省から、これまでの院省使府県に対する諸新聞紙官費購入(『日新真事誌』や『東京日日新聞』など4紙。明治7年から大蔵省より内務省に官轄が変更)を廃止したい旨の伺⁽⁴⁶⁾が出されていた。左院での審議の結果、従前の通りで差し支えなしとの判断が下されたにもかかわらず、結局『東京日日新聞』一紙のみ内務省の費用で購入すること(院省使は従来通り)との指命が10月29日に下された。なお、左院はこの決定に対して不服であったようで、この指令の文書には、「前議ヲ可トス、因テ調印不仕候」(前議とは左院の意見を指す)と記した伊地知議長を含む7名の左院議員の捺印がある紙葉が添付されている。

新聞刊行に対する政府側の姿勢が、明治7年あたりから大きな変化をみせ始め

ていることが、こうした一連の動きからも容易に見ることができる。

6 左院への御雇い

ブラックの邦字紙刊行に対してなんらかの対策をこうしなければという焦燥と危機感は、明治7年の秋頃から政府有力者の間に兆していたと考えられる。たとえブラックの新聞が「新聞紙発行条目」(明治6年10月19日公布)に反する記事を掲載したとしても、日本の法規の埒外にある外国人の彼を処罰することは不可能であった。政府の権力を行使してまでブラックの邦字紙刊行を断とうとすれば、ことは外交問題にまで発展することは自明であり、政府がその対応に大いに苦慮したことは想像にかたくない。そこで発想されたのが、彼を左院に雇い、「御雇い外国人」としたうえで商業活動を封じるという一策であった。この左院御雇い一件については、新聞取締りに熱心な左院二等議員細川潤次郎が中心となり、彼がブラックを訪ね左院御雇いを強く勧誘し、ブラックも快諾したとする説が従来ほぼ定説のように伝えられている。しかし、これから紹介する公文書や書簡によって、細川潤次郎はブラックを訪ねておらず、そのみか左院はこの御雇いに対して消極的ないしは反対の態度であったことが明らかである。つまりこの一件は、左院からの発意では決してなく、政府部内の上層部、それも参議クラスがこの策の遂行を強く指示・推進したのと言ってよい。左院御雇いの打診がブラック側におこなわれたのは、おそらく明治7年の11月下旬から12月初めにかけての頃と思われる。左院御雇いの勧奨にブラック

を訪ねた人物が細川潤次郎でなかったことはすでに述べたが、細川はこの当時左院二等議官であり、院内でも議長、副議長にほぼつぐ地位にあった人物である。官尊の強い当時において、左院上層部に位置する彼が、外国人とはいえ一新聞発行者を直接訪ねていったとは考えにくい。内閣文庫所蔵『在徳見雇使一件書』に含まれる左院解雇の際の太政官宛ブラック書簡には、「左院ノ書記官タル細川君尋ラレ候ニ⁽⁴⁷⁾」(傍点筆者)とある。当時の官員録によれば、左院の二等書記官に細川広世という人物がおり、この二等書記官が政府上層部の意を受けてブラックを訪ねることは不自然とはいえない。さらに資料をあげれば、後年の『万国新聞』刊行停止事件の折、副領事ドーマンに宛てたブラック書簡⁽⁴⁸⁾中に、“Mr. Hosokawa Hiroyo, one of the secretaries of Sain called at my office ……”とある。これらのことから、ブラックに左院御雇いを打診したのが細川潤次郎でなく細川広世であったことは明白である。細川はまず民選議院設立への協力を求め、左院の御雇いになることをブラックに勧めた(なお、この交渉には『日新真事誌』の荒木政樹、日野春草の両名が仲介役となっている)。民選議院設立への協力はブラックにとって異存のある筈はなく、喜んでその旨を伝えた。次に給与の件となり、細川からあまり高額を望むと拝命がむづかしくなるとのことで、この件は政府に一任することにした。条約書の草案作成の段になり、雇い期間は2年間でまとまったが、御雇いになるについては新聞の所有者を日本人に譲渡するように求められた。ブラックは強くこれに反対し、「相

談ハ既ニ止マントスルノ勢⁽⁴⁹⁾」に及んだ。ところが助言する者があって(想像するに荒木か日野のいずれかではなかったか)、新聞の所有者を日本人にすれば、民選議院設立ののちはその御用を勤める新聞になる筈とのことであったので、「二君ヲ信ジ、且ツ日本ノ皇帝陛下ノ政府ヲ信シ候ニ附キ、枉ケテ之ニ従ヒ⁽⁵⁰⁾」新聞を荒木・日野の両名に譲渡することに同意した。やがて条約書の写しが届くと、それまでまったく相談のなかった満期前解雇の項目があり、これについても苦情を申し込むと、この一項は、左院が廃止となり民選議院が設立となれば、民選議院に転雇されるためのものとの説明を受け、ブラックはこれを信じた。こうした曲折を経て、左院御雇いの約定は結ばれることになる。

実は、この御雇いについて左院から提出された大変興味深い何が残されている。少し長文にわたるが、左院の御雇いそのものに関する重要な資料なので、その全文をここに引いてみることにしたい。日付は明治7年12月10日付、三条の印と左院議長の花押、中村、井上、日下部、細川、本田の各印が捺されている。

本院新聞刊行御用ニ付御雇相成候英國人貌刺屈儀ニ付、過日御内命ノ通
外国人共於内地日本新聞刊行候ハ
到底政治上ノ如害モ難計ニ付、右同人儀モ他ノ御雇御用申付、自然弊害ヲ除去致シ可然段承知仕リ、早速同人へ内談為致候処、本人ハ決シテ異存モ無之様子、且給料ノ儀モ一月三百五拾円乃至四百円ニテ承知可致哉ト心算仕候。將亦器機等ハ悉皆該社日本人共引受可申積ニ付、別段御買上ケニ及フ間敷奉存候。乍去、期

限ノ儀ハ従前ノ通ニテハ顯然不服ニ可之有候間、大抵三ヶ年位ノ目途ヲ以約定ノ含候得共、孰レ一万円余ノ失費ニ相成、其上格別取調相命シ候箇候モ無之候故、理財上ニ於テハ甚タ無益ノ次第トハ存候得共、御廟算ノ御都合モ有之候ニ付、大略取調此段申上候。然ルニ篤ト勸考候処、外国人共於内地日本文刊行ノ儀、断然御禁止ノ御目途ハ政体上ニ於テハ大ニ必用ノ御策略トハ存候得共、欧米各邦ノ政府ニテ右等ノ権力ヲ有シ、禁絶ノ例規モ可有之候哉。將タ教法上ノ為メ、予防ノ方法的當ノ儀ニハ候得共、近頃伝法教師共追々渡航ノ上ハ、其詮無之事ト存候。既ニ昨年九月、於本院新聞条例取調上申相成、目今司法省へ御下問中ニモ有之、旁右条例御発行、内外国人共ニモ遵守セシメ、嚴重御取締相成候ハハ格別ノ不都合モ有之間敷哉ト奉存候。然ル時ハ、本院御雇貌判屈儀モ、來ル明治八年十二月限解約相成、凡テ政府ノ關係ハ無之候間、前条篤ト御審議ノ上、改メテ御雇入ノ御決議ニモ相成候ハハ、御下命次第条約取結ノ儀更ニ可奉候儀。仍テ至急何分ノ御指揮有之度、此段仰高裁候也⁽⁵⁾ (傍点原文ノママ)

以上がそのすべてである。冒頭近くに付された傍点部分が左院へ内命された内容であり、そこには外国人による邦字紙刊行が「到底政治上ノ妨害モ難計」という危機意識から、御雇申付によって「自然弊害ヲ除去」しようとする政府上層部の本音が吐露されている。左院はこの内命に対し、いくつかの理由をあげて御雇いそのものに反対の意思を表明し、再考

を促している。ひとつは、経済的に大きな失費を伴う上に、申付ける用向もなく無益であること。また、諸外国において新聞刊行を禁止させる法的実例があるのかという問題、さらに、将来公布する新聞法規を外国人にも厳守させ取締れば不都合がないこと。その上、明治8年末の解約でブラックとは関係が断てること

(明治5年11月の左院御用申付けの約定を指す)などをあげて再審議を望んだ。左院側にしてみれば、政府上層部の策謀はあまりに無益で姑息な手段とみえたに違いない。しかし、左院からのこの伺には付箋が付され、そこには「上申ノ趣、御詮議ノ次第モ有之候条、左院雇入ノ見込ヲ以テ条約書案取調、更ニ可伺出事」と記されている。岩倉、大隈、寺島、伊藤ら各参議の捺印が認められ、その他に「詳議ノ次第モ不存候ニ付、鈐印難致候」と、この件に関しては埒外にあったと思われる島津久光(当時右大臣)の署名がある。こうした参議らの指示にそれ以上抗し得ず、左院は12月25日作成した約定の草案を提出し高裁を仰いだ。許可されたのは12月27日である。こうして、ブラックと左院議長伊地知正治との間に以下の契約が交わされることとなった。

一般左院諸取調ノ為メニ英人ブラック氏ヲ雇入ルルニ因テ、左院議長同氏へ左ノ条々ヲ約セリ

第一条 明治八年乙亥一月一日ヨリブラック氏ヲ雇入、其年限ハ向フ滿二ヶ年ニシテ、給料ハ一ヶ月日本貨幣三百円、并ニ家宅料トシテ一ヶ月同五拾円ヲ給シ、毎月末ニ之ヲ渡セハシ

第二条 半途ニシテ左院ノ都合ニヨリ雇ヲ止ル時ハ、其日ヨリ後九十日分

ノ給料ヲ与フヘシ

第三条 半途ニシテブラック氏ヨリ雇ヲ断ハル時ハ、其日ヨリ給料ヲ渡ササルヘシ

第四条 ブラック氏勤方ニ於テハ、総テ議長ノ指命ニ従フベシ

第五条 ブラック氏勤務中、取調ノ事件ハ勿論、左院へ被雇中其院中ノ諸事ハ大小トナク総テ之ヲ内外人へ漏泄ス可カラ

ス、若シ其機密発露スル事アリテ、同氏ノ手ヨリ出ル事アル歟、又ハ其職ニ堪ヘサル歟、又ハ違約懶惰過失コレアル時ハ、其日ヨリ雇ヲ止メ、其責アルヘシ

第六条 雇中一切商売ノ筋ニ関係スヘカラス、但從來ノ新聞刊行ハ余人ニ譲リ渡シ関係無之事

第七条 病氣ニ付不參一ヶ月以上ニ及フ時ハ、其翌日ヨリ不勤日数ノ給料引去ヘシ

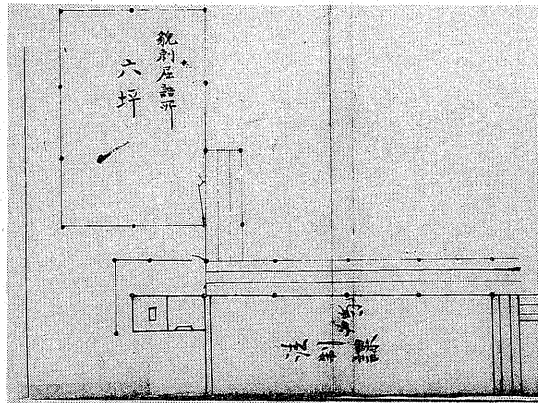
第八条 日本政府ヨリ定ムル休日ノ外随意ニ不勤スル時ハ、其日数ノ給料ヲ引去ヘシ

第九条 此条件中更ニ改正スヘキ事アルカ、又ハ別ニ条約ヲ立ツヘキ事アラハ、議長ト商議ノ上之ヲ定ムヘシ
明治八年乙亥一月 議長

ブラック⁽⁵²⁾

この他に通訳の月給50円、別掲図面にみられるブラックの詰所新築営繕費として200円、備品類購入費として170円といった見積の記録⁽⁵³⁾も残されている。

左院法制課に御雇いとなったブラックは、その後僅か1カ月を経ずして政府に



左院のブラック詰所図面（国立国文書館蔵）

あざむかれていたことを知る。御雇い後、仕事らしい仕事も与えられず苦情を訴えると、民選議院設立のための規則の起草・翻訳の手伝いを命じられたが、彼にとっては不本意きわまりない処遇であった。しかも、4月には左院が廃止となり、それに伴い正院所属となる。政府は、6月28日に「新聞紙条例」を公布し、その条例中に「持主若クハ社主及編輯人若クハ仮ノ編輯人タル者ハ、内国人ニ限ルベシ」(第4条)との一項を設けていた。この一条が、ブラックひとりを標的とした措置であることは明白である。政府は邦字紙刊行にブラックが戻れないよう法的措置を完了すると、7月10日翻訳局へ転属させ、2日後には2カ月の休暇を命じるといった具合に、一步一步解雇への布石を打っていった。休暇を命じた同日付で翻訳局長から、当局ではさしあたりブラックに申付ける用事もないので、条約書第2条に従い解雇してはどうかとの伺が出される⁽⁵⁴⁾。この伺が決裁され、ついに7月27日午前10時にブラックを出頭させると、同月31日付をもって解雇との辞令を交付した。これに対してブラックは、

2度にわたって不服申立ての書簡を太政官宛に送り、政府の詐術に満ちた処置を批判すると共に、命ぜられた休暇は雇用期間中であることを強く主張した。その結果、2ヶ月の休暇は雇い期間と認められ、9月12日をもって正式解雇となった。こうして、政府上層部の策略は功を奏したことになるが、このために出資した金額は半年あまりで約4500円もの高額にのぼった。

一方『日新真事誌』は、左院御雇いの打診があった頃の明治7年12月2日から、紙面の大きさを従来の半分に縮小すると共に、定価を値下げする大改革を断行した。新聞の体裁については前々から、「料紙過大ニシテ閲覧ニ便ナラサル」との苦情が読者からしばしばあり、また価格についても、「其定価ノ低カラサル、往々之ヲ購求セント欲シテ、貧民ノ未タ其美志ヲ果サザル聞エアリ」との事情があって、新聞紙刊行上なんらかの対応をせまられる状態にあった。12月2日紙上の改正定価表によれば、1部3銭5厘、1月分74銭、1年分8円とある。

ブラックが去った明治8年(1975年)の第1号(1月4日付)から、それまでの4面建を8面建と倍増し、末尾の刊記は「貌刺屈社改称一新社」「編輯者 高見沢茂、齋木貴彦、印刷人 萩原春行」と改まっている。しかし、明治8年以降の同紙を見てみると、紙面構成上に大きな変更はないものの、報道記事や論説にかつての生彩が薄れていることは否めない。例えば他紙に次のような投書が載っている。同年4月30日の『読売新聞』に鳥越甚内橋の西洋床からの投書で、その一節に「日新真事誌の先生が私どもの旗

いかに貌刺屈さんが居なくなって上等の種とりが無いにしろ、余りつまらねえ事を書いて出します。アノ新聞こそ、人の自由を妨げるといふものだ」とある。さらに、投書のあとに記された『読売新聞』記者のコメントで、「一新社さんも実のない新聞が多いと評判が悪くなりますから、成たけよい種をおかき成さい」と皮肉られている。また10月には、掲載した投書の住所と氏名を誤って載せなかったことから、編集長の齋木貴彦が取調べられるといったこともあった。結局、過誤によるものとのことで処罰の対象にもならなかったが、一新社の主脳陣に新聞刊行の意欲が少しずつ失せつつあったのかも知れない。

ついに明治8年12月5日の紙面に、

「本社発兌ル所ノ日新真事誌ハ、今回止ヲ得サル事故アリテ、本号ヲ限り当分休業セリ。然レドモ他日又当ニ改革スル所アリテ尚新紙ヲ刊行スベシ。庶幾クハ期ニ臨ミ一層ノ愛顧ヲ垂レ玉ハン事ヲ。此ニ一言ヲ広告シ、併セテ将来ヲ祈ル。」

との社告を第1面に載せ、廃刊することとなった。翌6日の『東京日日新聞』は、「此ごろ追々新規な新聞屋の殖る中に、親玉株が休業するとは、定めて深き思召あることとは察すれども、何とぞ早く御開業を祈ります」とライバル紙の休刊を惜むかの一文を載せているが、「定めて深き思召あることとは察すれども」のあたりに何かの含みを感じるの思い過ぎだろうか。

廃刊について、ブラック自身は反対であったようだが、同紙の主だった者達に押しきられる形となったようである⁽⁶⁵⁾。

7 『万国新聞』問題から 死去まで

日本政府に対するブラックの憤懣は、やがて『万国新聞』無届け発行の形となって表面化した。明治9年(1876年)1月6日、築地南小田原町3丁目貌刺屈社から編集長兼印刷人英人貌刺屈の名をもって創刊された同紙は、治外法権を楯に「新聞紙条例」を無視するものであり、政府に対するひとつの挑戦でもあった。『万国新聞』の発行は政府側に少なからぬ波紋を投げかけ、伊藤博文は1月12日付大久保利通宛書簡の中でこの問題にふれ、

「外国人『ブラック』ナル者、此節無許可ニテ日字新聞発兌候ニ付、甚不都合ト奉存、早速尾崎へ一兩日前申聞候処、已ニ内務省ニテモ気付居候事ニ付、直ニ着手差止メ可申トノ事⁽⁵⁶⁾」

と述べると、同日付大久保の返書⁽⁵⁷⁾には、この一件につき明日参院の上直談したい旨が誌されている。ブラックは1月13日、司法官藤田高之からの呼び出しに応じ、『万国新聞』刊行について事情聴取を受けた。翌日、東京府権知事楠本正隆は英国副領事ドーマンに、同紙の発行をすみやかに差し止めるべく取計って欲しい旨の警告書を送った。これに対しドーマンは、新聞刊行を差し止める理由を具体的に示して欲しいこと、また、ブラックの新聞が讒謗にわたる記事を掲載したのならばその旨を領事宛に訴えるのが至当である、との回答を楠本に送った。その後再度書簡の往復があったのち、ドーマンはこの問題を英国公使パークス(Harry S. Parkes)の判断にゆだねる

べく依頼し、その旨楠本へも通達した。楠本もこの事を外務卿寺島宗則に伝え、この一件はパークスと寺島との外交交渉へと発展した。3回にわたるパークスと寺島との交渉内容については、『日本外交文書』第9巻に詳しく記録されている。結局、2月8日付でパークスは、日本在留英国人に対し日本語新聞の発行を禁止する特別布告を発し、この問題は結着をみた。その後賜暇で離日したパークスに代わってプランケット(F. R. Plunket)がブラックへの損害賠償につきパークスの意を受けて寺島と交渉を続けたが拒否されている。

邦字紙刊行の道を断たれて失望したブラックは、同年4月15日コロンビア号に乗船して妻と上海に向かった⁽⁵⁸⁾。上海では『ファー・イースト』の新編を刊行し、また明治12年(1879年)4月には英字紙『上海マーキュリー』(The Shanghai Mercury)を創刊した。しかし、上海において健康を害した彼は、同年6月頃保養を目的として再び日本に戻ると、横浜に落ち着いた。ここで、かつて自分が編集発行した『ジャパン・ヘラルド』『ジャパン・ガゼット』のバックナンバーや『ファー・イースト』『日新真事誌』などを読み返し、幕末から明治初年の変転きわまりない日本の姿を記録に留めようと考え、執筆を始めた。これが、彼の唯一の著書となった『ヤング・ジャパン』である。この頃のブラックは、ジャーナリストとしての情熱をこの著書にそそぎ込むべく執筆を進める一方、ゲーテ座で音楽会を開き⁽⁵⁹⁾、その美声は在留外国人を大いに楽しませた。だが、体調の急変により明治13年(1880年)6月11日、『ヤング・ジャパン』第2巻の西南戦争時西郷隆盛

暗殺計画の条りを執筆中、脳卒中により急逝した。53歳であった。葬儀は翌12日午後4時から、横浜居留地16番の自宅においておこなわれた⁶⁰⁾。英字・邦字の各新聞は死亡記事を掲載して彼の死を悼んだ。墓は横浜の外人墓地にある。

8 『日新真事誌』の形態と内容

これまで『日新真事誌』を中心とするJ. R. ブラックの活動の跡をたどってきたが、本節では邦字紙『日新真事誌』そのものを考察の対象とし、同紙の形態と内容とについて各項目ごとに述べることにする。

A 創刊・廃刊日（号数）

○創刊日：明治5年3月17日（1872年4月24日）

○廃刊日：明治8年（1875年）12月5日

○通号：1039号（明5年：204号，6年：285号，7年：285号，8年：265号）

一般によく利用され定評のある基本文献⁶¹⁾に、『日新真事誌』の創・廃刊日が誤って記述されている例がある。それら基本文献が誤記している理由のひとつは、太陽暦（以下西暦）と太陰暦（以下和暦）の取り違いに起因している。知られる通り、明治5年12月2日を限って政府は和暦を廃して西暦に改め、12月3日をもって明治6年1月1日とした。『日新真事誌』創刊号の題字下には「明治5年壬申小三月十七日」と印刷されていて、和暦を採用していることは明らかである。また、前述の東京都公文書館所蔵の文書の日付によってもこのことは裏付けられる。明治5年3月17日は西暦1872年4月24日である。外国人のブラックが刊行す

る新聞が日付を和暦のみで記載しているのに対し、僅か前に条野伝平らによって創刊された『東京日日新聞』が両暦を併記しているのも興味深い。ブラックの和暦記載は、日本人のために刊行する新聞であるので、出来るだけ日本の慣習をとり入れようとの配慮からかも知れない。一方、『東京日日新聞』の方には杉浦襄、渋沢栄一といったすでに外国を見聞して来た人物が後援者として助言、協力していたことによる影響と考えられる。

号数の付し方は通号表記ではなく、創刊から明治6年4月末まで通し号数を付し、5月2日から「第2周年第1号」と改め、翌7年5月から「第3周年第1号」と周年毎に号数を改めている。そして明治8年1月4日から、また新たに第1号が始まる。従って各年別の号数は上記の通りで、総発行日数は1,039日ということになる。

B 刊行頻度・休刊日

○明治5年3月中——隔日刊，同年4月～廃刊——日刊

○明治5年3月～6年1月末——日曜日休刊，明治6年2月～廃刊——1・6日休刊

創刊早々の3月中は、発行態勢が未だ充分整っていなかったためであろう、隔日刊とし、4月以降日刊となった。

休刊日は、初年度中英国人ブラックの新聞らしく日曜日休刊としていたが、創刊の翌年早々から1・6日（1と6の付く日）に変更している。これは、当時大半の日本人にとって日曜日休業の意識がなかったことと、1・6日が当時の官庁の休業日であったことから、休刊日をあわせたものと考えられる。因みに、官庁において日曜日休業が実施されるのは、明治

9年4月1日からである。

C発行部数

○明治7年7月～8年6月 総発行部数
528,660部, 1日平均1,855部(発行日
数285日)明治8年7月～同年12月 総
発行部数194,444部, 1日平均1,568部
(発行日数124日)

○明治7年中通送集計(1月～12月)231,
807部, 1日平均813部(発行日数285日)
明治初年の新聞発行部数を記録してい
る統計として見ることの出来る最も古い
資料は、明治9年の『内務省第1回年
報⁽⁶²⁾』である。この年報は暦年統計では
なく、7月から翌年6月までを統計年度
としている。この年報により主要新聞の
総発行部数をみても(明治7年7月
～8年6月の数値),『東京日日』2,229,
115部,『郵便報知』2,143,293部,『朝野』
548,119部,『東京曙』(『新聞雑誌』の改
題)799,864部,『横浜毎日』293,265部と
なっていて、明治7・8年の時点では『東
京日日』,『郵便報知』の2紙が部数にお
いて断然他を圧している。『日新真事誌』
は『朝野』とほぼ同程度の発行部数であ
ったことが知れる。

通送集計は、『郵便報知新聞』明治8年
2月9日付録に掲載のものである。明治
7年の1月～12月の正確な発行部数が判
明していないので確実な事はいえない
が、発行部数の4割程度が地方郵送分で
はなかったであろうか。

D価格

○明治5年3月17日～7年11月30日 1
部1朱, 1カ月1両1分, 1年12両
○明治7年12月2日～廃刊 1部3銭5
厘, 1カ月75銭, 1年8円

明治初年の新聞紙の価格は、現在に比
較して全体的に高額であったが、とりわ

け高価だったのが『日新真事誌』である。
値下げをおこなったのちの時点で他新聞
の価格と較べてみても、『東京日日』は1
部3銭, 1カ月70銭,『朝野』が1部2銭
3厘, 1カ月50銭,『横浜毎日』1部2銭
5厘, 1カ月60銭,『読売』などは1部1
銭, 1カ月20銭であった。これによっ
ても『日新真事誌』が他紙に較べていか
に割高であったかがわかる。明治7年12月
に紙面縮少と価格の値下げを断行する
が、それ以前から、もっと廉価にして欲
しいという要望が投書を通じて読者から
数多くあった。ただ、ひとつ注意してお
いてよいのは、読者からの要望もさること
ながら、前月の12日、それまでの各府
県3部の政府による新聞購入が廃止とな
ったことである。大蔵省(のち内務省に
管轄変更)による各府県あての購入は、
『日新真事誌』側にとって大きな、しかも
確実な収入源であった。この大事な収入
源に不安定要素が生じた訳で、ブラック
始め社内の幹部達にとっては大問題であ
り、何らかの対応策が協議されたであろ
うと想像される。その結果が紙面の縮少
と定価の値下げであり、これによって一
般購読者の拡大を企図しようとしたこと
が窺われる。

E販売

創刊当初、新聞を購読できない者のた
めに新聞掲示板の設置を東京府に願ひ出
て許可を得たことは前に記した。ここに
番人1人を置き、新聞販売スタンドとも
いうべきもの(高さ7尺,横5尺5寸)
を建て、希望の者には新聞を販売するこ
ともあった⁽⁶³⁾。販売部数など無論不明だ
が、おそらく販売量はごくわずかではな
かったかと想像される。というのも、多
くの使用人を持つ商店の主人でさえも、

新聞が日々違った記事を載せて毎日刊行されるということがどうしても理解できなかったという、ブラックが自著に記している有名なエピソードからも知られるように、この頃はまだ新聞に対する認識がきわめて薄かったからである。それ故、明治5年7月の大蔵省による各府県宛3部の購入は、最も安定した販売先を確保できたことを意味する。

明治5年11月からは琴平町の静霞堂に販売が委託されることになるが、それまでの販売態勢は、官庁への納入の他は、駅や販売スタンドでの立売りと少数の定期購読者への配送といった程度ではなかったか。静霞堂は明治10年以前の早い時期から新聞・雑誌の売捌きをおこなった新興書店で、明治7年刊の『東京独案内』に「新聞紙屋」として名が載っているという⁽⁶⁴⁾。この静霞堂に加えて、翌6年2月からは弘暦社（のち頒曆商社と改称）が加わり、各地に売捌所が設けられる。弘暦社は明治4年4月に、その名の示す如く公用暦本の製本・売捌きの認可を受けた暦の販売者グループであるが、翌年3月には東京・大阪に商社設立を願い出て許可されている⁽⁶⁵⁾。弘暦社はその販売網を活用すべく、暦や新聞だけでなく、布告類の全国販売の許可をも明治6年4月に得ている。その伺書には、「御差支無之分ハ、左院新聞紙売弘所ノ例ニ倣ヒ、御許可相成度⁽⁶⁶⁾」との一節があるが、「左院新聞紙売弘所ノ例」とは言うまでもなく『日新真事誌』の売捌所開設を指す。さらに同年7月の『横浜毎日新聞』に次の広告が掲載されている。「来る八月七日より当社中にて左の各種を前金割引を以て取次可申候。（略）尤港内は無賃配達引受可申。」とあって、『東京日日新聞』『新聞

雑誌』などと並んで『日新真事誌』も前金割引で横浜毎日新聞社が取扱う旨をうたっている。

こうして、創刊当初の貧弱な販売態勢は、ほぼ1年後には販売網をもつ売捌所に委託することによって安定した販売態勢を確立するに至った。

F印刷

○料紙 明治5年3月17日～6年5月12日 西洋紙

明治6年5月13日～廃刊 日本紙

○活字 明治5年3月17日～6年12月2日 木活字

明治6年12月3日～廃刊 鉛活字

○判型 明治5年3月17日～7年11月30日 縦48cm, 横32cm

明治7年12月2日～廃刊 縦32.5cm 横24cm

それまでの西洋紙から日本紙に変更した理由は、郵送料金の改定に伴う送料の負担を極力少なくすることにあった。明治6年5月13日の社告に、「是迄真事誌洋紙ヲ以テ出版ノ処、今後郵便賃目方ヲ以テ御改正ニ付、洋紙ハ量目ヲ増シ徒ニ遞送無益ノ費ヲナシ不便ニ付、本日ヨリ日本紙ニ改正」とある。

活字の問題は、創刊当初からブラックの頭を悩ました重要課題のひとつであった。明治5年5月14日の社告欄には、

「余是迄発兌スル所ノ新聞紙ハ、活字摺道具ヲ始メ極便利ノ活版機械英国へ注文シ、其品物到着スル迄全ク一時ノ用ヲ弁センガ為、俄ニ拙劣ノ諸工ヲ雇ヒ、木刻ノ活字ヲ以テ新聞ヲ開版セシニ、最前注文スル処ノ活版諸器械及ヒ図画彫刻ノ諸職人ニイタル迄、近日到着スルノ報告ヲ

得タレバ、更ラニ体裁ヲ改正シ」

とあって、近々にも活版印刷に変更するかの如き予告を誌しているが、実現するまでにはさらに1年半程も待たなければならなかった。英国へ注文したという活版印刷の機械がなんらかの事情で到着しなかったのであろうか。なお、『日新真事誌』の木活字を彫った職人として、南伝馬町の芦野楠山、南鍋町的小林東馬(彼とは活字納入の遅延から訴訟問題に発展)、その息子市蔵といった彫師達の名前が伝わっている。

紙面の大きさは、創刊から明治7年末に縮少するまでは現在のタブロイド判より少々大き目の寸法で、この体裁が永く続いた。縮少後は、現在のB4判をひとまわり小さくした大きさとなるが、読者から紙面が大き過ぎて扱いに不便であるとの苦情は当初からあり、当時の読者にはなかなかなじめなかったようである。新聞を読み捨てにすることなく保存する読者も少なくなかったから、発行側と読者側の間には新聞に対する認識にギャップのあったことも確かで、読者側のそうした要望を受入れた結果が紙面の縮少であった。

G 紙面構成

○創刊～明治7年11月30日 本紙4面＋付録2面、(第1面 3段組、第2面以下 4段組、1行17字詰)

明治7年12月2日～廃刊 本紙8面＋付録2面、(全面 3段組、1行18～20字詰)

題字は創刊以来横組で右から「日新真事誌」と書かれ、左院御用以後は中央上部に横組で「官許」、右端に縦組で「左院御用」、左端に「貌刺屈」(後に「貌刺屈社中」と印刷され、題字部分はこの形が

永く維持された。活字組は1面3段組、2面以下4段組で、1行17字詰で統一されている。明治6年12月の活版印刷に変更後は、1行22字詰と収録活字数が大幅に増加した。ブラックが去った明治8年以降は、面建がそれまでの倍の8面にふえ、全面3段組とし、面により活字の大きさが異なることもあって、1行の字詰は18～20字と同一ではない。

本紙の他に付録1枚(2面建)が付いているが、付録添付がいつから開始されたのかは原紙が欠号のため特定できないが、確認できる最も早い時期のものは明治5年10月29日付の付録である⁽⁶⁷⁾。付録は廃刊まで続くが、その紙面は、東京・横浜の諸相場の実況と引札(広告)とからなる。おそらく付録は、本紙の間に挿まれて毎号配達されたものと思われる。

次に、ある1日の紙面構成の例をあげると、以下の通りである。左院録事、官令、東京新聞、県新聞、英国新聞、横浜新聞、香港新聞、論説、投書、月潮時報、貿易之景況、告白(明治6年5月3日の例)。

日によって掲載記事に多少の異同はあるが、おおむね前記の如くである。後には<裁判公報>や<電報>の欄が新たにつけ加わるようになった。<東京新聞><県新聞><英国新聞>とあるのは、東京、各府県、英国のニュースといった意味で、<論説>は現在の社説にあたり、<告白>は社告あるいは広告の謂である。なお、この当時の用例として、「新聞紙」はニュース・ペーパーを、「新聞」はニュースまたは情報を指す用語であり、この2語は明らかに使い分けられていた。

H 論説

現在の新聞の社説にあたる論説の第1

号については、石井研堂や小野秀雄の説が今でもよく引用される。石井の『明治事物起原』及び小野の「東日の歴史」(『東京日日新聞』昭和6年2月21日掲載)において、最初に論説を紙上に掲載したのは明治7年12月2日の『東京日日新聞』であり、福地桜痴の創意にかかるとするもので、その後他紙もこれにならって論説を掲載するようになったという。これに対し宮武外骨が『公私月報』第7号(昭和6年3月15日)で石井・小野の説に反論し、これ以前の明治7年9月18日以降の『日新真事誌』、同年10月5日以後の『朝野新聞』に論説の欄があることを指摘して、社説掲出の嚆矢が『東京日日新聞』でないことを明らかにした。さらに外骨は、『公私月報』の第37号(昭和8年10月5日)にその後の調査結果を記し、前紙2紙よりさらに前の明治7年5月25日付『郵便報知新聞』にすでに論説が掲載されているとしている。ところが、明治5年3月17日創刊の『日新真事誌』は、創刊号から特に〈論説〉欄を設けてはいないものの、論説とみてよい記事がすでに掲載されている。特に〈論説〉と明記された欄が初めて設けられたのは、明治6年1月6日からである。この日付は、外骨が指摘した『郵便報知新聞』よりさらに1年半程遡る訳で、『日新真事誌』が社説掲載の第1号といっても過言ではないだろう。1月6日の〈論説〉は2つの事象について述べている。ひとつは、和暦から西暦に改正されたことに賛同し、これを機に日本人が一層各自の才能を研ぎ、「万国ト峙立ノ権利ヲ保全シテ、真ニ文明開化ノ一面目ヲ改ニ事」を希望している。いまひとつは、オーストリアのウィーンで開られた博覧会に出品予定の

諸品を、事前に旧薩摩邸において一般に展覧したことについて述べたもので、その主旨は詳細な展示品目の目録を作成して配布すべきことを奨めている。

『日新真事誌』における〈論説〉記事は、そのすべてがとは断言できないが、大半はブラックの執筆にかかるものと考えてよいだろう。そう言い得る根拠として、①記事末尾に「日本寄留ノ英民貌刺屈ナリ」といった署名があつて明らかなこと、②署名はないものの、記事中に「我が英国政府ハ……」とか「如此贅言ヲ費スモノハ日本ニ寄留スル英国人ナリ」の字句があること、③署名やブラックを示唆する字句もないが、記事全体が英国人でないと書き得ない内容を含んでいること、といった事があげられる。無論、ブラック執筆の記事とするには疑問のものもない訳ではないが、『日新真事誌』から離れるまで、論説欄の執筆は彼にとって余人にはまかせられぬ重要な任務であったと思われる。もっともブラック自身が述べているように、彼の日本語力はカタコトの会話程度で日本語を書くことができなかつたから、彼の英文原稿を誰かが日本語に翻訳した筈である。蛭原八郎はその著書『日本欧字新聞雑誌史』の中で、「同紙の社説は、ブラックが英文で書下したものを、皆此ローザが邦訳したのであると云はれてゐる⁽⁶⁸⁾。」と述べているが、実際に各論説を読んでも、たとえ日本語に堪能であつたといわれるダ・ローザをしても、難解な漢文脈の日本語を書き得たとはとうてい思えない。つまり、ブラックの英文原稿をダ・ローザが簡単な日本語に下訳するか、口述したものを日本人記者がさらに文飾を整えて書き上げたものではなかつたか、と考えられる。

なお、ダ・ローザは、明治7年4月から後藤猛太郎（後藤象二郎長男）に舶来品商事支配人として雇用されている記録が残っているので、明治7年春頃には『日新真事誌』の仕事から離れていたとも考えられ、ダ・ローザ退社後は英文を解する日本人記者が直接翻訳したのかも知れない。『日新真事誌』の論説にはごく一部論題を付したものがあがるが、大半のものは論題がない。論題の一部をあげてみると、「新茶ノ説」「学校論」「支那ト日本ノ条約ニ付テ論ス」「禁浮言説」「英魯国情論」「支那行使節ノ詳論」などで、題目だけからもわかるように産業論から教育論、政治・外交論、社会・風俗論に至るまで幅広いテーマをとりあげている。なかでも教育問題は何度も論説の主題にとり上げ、教育の普及による人材の育成を説いている。また、大半の日本人にとっては未だ未知の制度であった火災保険制度を紹介し会社設立を奨励したり、英国の政治制度を数回にわたって解説するなど、日本人啓蒙のため大いにその筆を揮っている。なかには、浅薄な理解から発想された論説もあって、後日日本人からの投書により反論されるということもあった。ブラックが、論説欄の執筆を新聞刊行上の重要な使命のひとつと考え、同時にその反響や効果が期待できる場であるとの認識を持っていたことは確かである。ある論説の中で彼は、新聞のあるべきモデルとして英国の『タイムズ』をあげ、『日新真事誌』もなんとかその御手本にならった新聞にしたいとの思いを述べている。

〈民選議院設立建白書〉の掲載以後、ブラックはこの問題を一再ならず論説でとり上げ、また読者の側からも賛否を問わ

ず多くの投書が寄せられ、『日新真事誌』を舞台に民選議院問題の議論がたたかわされたことは、彼にとって最も望むところであったに違いない。明治7年2月5日の論説で、こうした議論百出の状況はようやく日本にも民権が自由に論じられるに至ったかのようで喜びにたえないと述べたあと、彼はなおいささか按じられる三つの点をあげて注意を喚起している。第一に、民選議院なるものは、人々が国政に関して十分にその是非を論じる自由が得られなければならないこと。第二に、民選議院設立を發議した者も、それを論難する者もこれによって双方が仇敵視することのないことを望む。第三に、賛成する者、反対する者共に平静心をもって説を述べ、論を聞くことがなければ、たんなる空しい争い事にすぎず、人心の一致をみることは困難であること。論説欄を通してこうした注意を促がすことにより、いたずらに徒党を組んで私闘に陥ることのないことを呼びかけている。

I 投書

新聞への投書は、「明治7（1874）年ごろから記事のなかから投書欄が独立し、投書なることばが新聞界や一般読者に使われだすようになった⁶⁹⁾」といわれているが、『日新真事誌』はそれより早く、すでに明治5年11月の紙上に独立した投書欄を設けている（投書欄設置の時期はさらに前と思われるが、原紙欠号のため確認できない）。『日新真事誌』にとって投書は、論説と並んで紙上に欠かせぬ読者とのコミュニケーションの場であった。掲載されたものをみても、多種多様な問題をとら上げた投書が数多く社に寄せられたであろうことがわかる。たとえば、井上・渋沢らの財政意見に関するものや民選議

院問題に対する投書といった政治問題にわたるものから、人力車夫の横暴に対する批判や銭湯の湯が熱過ぎるといった日々の生活上におこるこまごました問題に至るまで、読者は投書という手段によって自己の主張を開陳している。そうした様々な投書に対して、編集側は送られた投書のすべてを無原則に掲載していた訳ではない。明治6年1月27日の紙上で、次のように採用の規準を述べて投書上の注意を促がしている。「我が社へ投書シテ新聞紙上へ記載ヲ乞フ者、亦陸続トシテ堆ヲ成ス」程であるが、「条理ト事柄ニ寄り」採用するものとしなないものがある。「事備慨激烈ニ出ルト雖、真実国家ノ為ニ直言シ、裨補ノ一助トナルヘキ」ものは採用するけれど、「天下ノ公理ニ反シ私論ニ渉ル者、或ハ妄ニ朝憲ヲ嘲弄シ政府官員ヲ誹議スル類、其他無名氏ニテ出所詳ナラサル者、或ハ珍怪異聞ヲ唱へ、確証ナクシテ浮説ニ出ル類」は一切採用しないので、投書者はこれらのことを了解して公明正大の議論をして欲しいとある。こうした採用規準に照して掲載された投書に対して、時には記者のコメントを付載している場合がある。投書や報道記事の後に記者の所感を記すことは『日新真事誌』に限ったことではなく、当時の諸新聞にしばしば見られるひとつの特徴であった。そうした一例として、当時の読者の新聞に対する認識が窺える興味深い投書のみてみよう。明治6年1月10日の紙上に掲載された佐渡の相川に住む含翠庵主人の投書である。その主旨は、『日新真事誌』はとてもすばらしい新聞だが、残念なことに料紙が大き過ぎて読むのに不便だけでなく、時々破けてしまうので、冊子に綴じて後々に復読して楽しむ

ことができない。この点が未だ貴紙を定期購読しない理由で、今後は硬い紙を使った冊子体とし、何度も繰返し読むことができれば文明進歩の効果もあがり、貴紙の名誉も増すであろう、というものである。この投書に編集側は「我社一片ノ陋言ヲ副ス」と付記して、そもそも新聞というものは、昨日の出来事を今日には知らしめるもので、朝読めば夕方にはもう反古のようにして再読するものではない。それ故に簡潔と迅速を旨とし、文章も懇切・平易でなければならない。新聞を永く保存して後年に読み返すなどは、いわゆる陋民の井蛙論というべきもの。本紙の名誉を願っての忠告には感謝するが、投書の意見に従えば新聞本来の意味を失ってしまう。新聞のこの本旨を投書者が佐渡全島に広めてくれることを本紙は大いに希望する、というものである。この投書がなされた明治6年初め頃の新聞は、『日新真事誌』のような大判一枚刷のものと、『新聞雑誌』や『郵便報知新聞』のごとく冊子体形式のものが併存していた時期であり、前記佐渡の投書者と同様の考えを持つ読者は他にも少なくなかったであろう。

ここで、掲載された様々な投書の中から、新聞・雑誌や書籍に関する投書の二、三を紹介してみたい。兵庫県の学生から、「而シテ独り恨ムラクハ、新著新訳書籍ノ報告各種新聞紙中ニ載スルヲ見ズ、願ハクハ此等ノ書籍発売アラバ、速ニ其書名、著述者ノ姓名、売弘ノ書肆及其巻数、定価等迄詳記シ、且其書中ノ大意ヲ撮録シ広く報告アラバ、文学日進ノ今日、新書ヲ求ムルニ汲々タル者ノ大幸ナラン」(明6.2.13)といった新聞に書籍紹介記事の掲載を望むこの投書は『日新真事誌』側

もまったく同意するところで、「本章ノ論最モ至当」として、今後新書を発行した者から当社に報告があれば、「即時告白ニ上木シテ普ク天下ニ布カン」と述べている。また、京橋量町で新聞縦覧所を開く開知軒主人からの投書もある。新聞縦覧所の看板を出したが、高学の士が数人と兵隊と書生風とがやって来ただけ。市井の工商の人で新聞の何たるかを知らざる者は十のうち七、八、知ってはいるが読む能わざる者一、二。過日の論説に、新聞縦覧所でも書籍を縦覧させよとあって同感するところだけれど、「今資本乏シク、未ダ万巻ノ書ヲ供スル協力ノ徒ヲ得ザルノミ、方今訳書ノ類賞観スル者府下両三戸有ルヲ知ル、然レドモ前文ノ景況歎息ニ堪ズ、冀ハクハ区々ノ長タル者、町々へ勸奨シ漸次ノ顧ミサルノ徒ノ如キヲシテ看読セシメハ、自然億兆ニ波及シ真ニ開化ノ裨補ニ至ラン」(明6.3.23)。諸新聞30紙を備えた新聞縦覧所主人の溜息が聞こえてきそうな投書である。一方、書生と覚ぼしき吉井某から、「希クハ有志ノ輩、訳書数百巻ヲ集メ、従来ノ貸本屋ニ倣ヒ数日ヲ期シテ之ヲ貸サバ、都下ノ寒生モ盡ク其書ヲ見ルヲ得、貸主モ其利ヲ期スベシ」(明6.3.24)といった店舗をかまえた貸本屋を望む声もある。こうした投書にまじって、「東京ノ平民横浜寄留神奈垣魯文」からの投書(明6.6.18)も掲載されていて興味をひく。社に寄せられる数多くの投書は、必ずブラックの査閲を経て紙上に掲載されていたことが、明治6年7月14日の〈稟告〉によって窺える。6月20日の紙面に「明カニ掲載ス可カラザルーツノ投書」があり(工部省御雇いの外国人インジニールからのものを指す)、それは「社長不在ニ当テ来札シ

タレバ、遂ニ社長ノ検査ヲ得ズ、即日記載シタルナリ」(傍点筆者)。ところがこの投書は工部省の上司を中傷する内容であったから、工部省においても調査したところ、まったくの事実無根であることが判明した。「素ヨリ社長、如此キ誣言ニ類スル来札ヲ見レバ直チニ之ヲ退ク可キニ、況テ其論不正ナルヲ聴テ、大ニ新聞上ニ記載セシヲ悔ユ」。それ故、前掲の投書は取消すとの報告である。この〈稟告〉からも、ブラック自身各投書を検査の上、規準に反するものは載せない方針を貫いていたことが知れる。では、自社に寄せられる投書をブラックはどのようにみていたのだろうか。ある論説の中で彼は、投書についてこう述べている。

「是迄弊局エ送致アル投書中、其論意善良ニシテ且ツ正直ナルヲ看テハ、余等ガ喜何事カ之ニ如シ。然ルニ今突ヲ以テ言ヘバ、彼ノ投書家ノ意見、偶余等カ持論ト符合スル者ハ十ガ一ニ過ズ。而テ其符合スルヤ否ヲ論セズ、皆之ヲ紙上ニ掲載スルハ、人々各自由ニ善論誠説ヲ述シ事ヲ望ムノミ。」(明6.7.9)。

『日新真事誌』の投書欄は、編集側と読者とのコミュニケーションの場であると共に、読者同士が意見をたたかわす媒介の役割をもはたした。その摘例が民選議院問題であった。新聞を読む読者の中から、投書活動によって自らの意見を表明する行為が漸次おこり始めた。民選議院問題をきっかけに、『東京日日新聞』『朝野新聞』『郵便報知新聞』といった諸新聞にも読者からの投書が多く寄せられることとなり、新聞が世論を反映する媒介であり、そのコミュニケーションの回路としての役割をはたしたのが、明治初年の新聞投書欄であった。

付記

本稿執筆にあたり、オーストラリア所在の資料については、シドニー在住の Ian McArthur 氏から多くの御協力をいただいた。さらに、稲村徹元、北根豊、佐野真、稲岡勝、佐藤研一の各氏からも資料等の御提供をいただいた。ここに記して厚く御礼を申し上げたい。また、資料閲覧に際し御便宜をはかっていただいた、国立公文書館、東京都公文書館、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫の各機関にも感謝の意を表したい。

注

- (1) サンソム, G. B. 『西欧世界と日本』下巻 金井圓他訳 筑摩書房 1966 p. 176
- (2) 1972年1月26日付. S. ウィリアムズから D. C. S. シンズ宛書簡の写し (オーストラリア国立図書館所蔵, Harold S. Williams Collection)。この中でウィリアムズは、ブラックの孫 Aileen からの書簡の一部を引用しているが、そこには次のようにある。“My grandfather was born in Dysart, Fife, Scotland……”。
- (3) Adelaide Times, 1854年11月1日。
- (4) 北アデレード市役所にある Certified Copy of Registration of Birth による。
- (5) 拙稿「ヘンリー・J・ブラックの来日時期」『快樂亭ブラック研究』第2号 p. 11~14。
- (6) The Japan Herald, 1864年11月5日。
- (7) The Japan Herald, 1865年4月29日。
- (8) The Japan Times' Daily Advertiser, 1865年11月9日, 及び The Japan Herald, 1865年11月11日。
- (9) 長尾正憲『福沢屋論吉の研究』思文閣出版 1988年 p. 178~181。福沢の訳稿は

「幕末英字新聞訳稿」として『福沢論吉全集』第7巻に収録。

- (10) ブラック, J. R. 『ヤング・ジャパン』3 ねずまさし他訳 平凡社 1970年 (東洋文庫) p. 189。
- (11) 前掲『ヤング・ジャパン』 p. 190~191。
- (12) 荒木政樹を指すと思われる。
- (13) 日野春草を指すと思われる。
- (14)~(18) 東京都公文書館蔵『書翰留』明治5年・乾下 (605-D6-17-2)。
- (19) 西田董坡述「三十三年前日報社創立談」『東京日日新聞』明治37年11月10日。
- (20) (J) R. Black の R を K と誤り, Black をブレッキと表記している。
- (21) 『新聞雑誌』第34号 明治5年3月。
- (22) 注(14)と同じ。
- (23) 注(14)と同じ。
- (24) 東京都公文書館蔵『雑留』外務省 明治6年 (606-D7-15)。
- (25)~(27) 日本国有鉄道編刊『日本国有鉄道百年史』第1巻 p. 540~541。
- (28) 『法令全書』明治4年 第386。
- (29) 松尾正人「明治初期太政官制度と左院」『中央史学』第4号 1981 p. 13~35。及び牧原憲夫「明治7年建白の特徴—編集後記にかえて」『明治建白書集成』第3巻 筑摩書房 1986 p. 1001~1003参照。
- (30) 国立公文書館蔵『公文録』左院之部 壬申十月至十一月 (2A-9-㊦626)。
- (31) 注(30)と同じ。
- (32) 西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』至文堂 1961 p. 43。
- (33) 『公文録』課局之部 明治6年自1月至4月 (2A-9-㊦731)。
- (34) 沢田章編『世外侯事歴維新財政談』下岡百世 1921 p. 406~408。
- (35) 『渋沢栄一伝記資料』第3巻 同刊行会 1955 p. 742。
- (36) 『公文録』司法省之部 明治6年7月 (2A-9-㊦907)。

- (37) 東京都公文書館蔵『書翰留』外務掛 明治6年(606-D7-11)。
- (38) 注(37)に同じ。
- (39) 『公文録』左院之部 明治6年自8月至9月(2A-9-㊟756)。
- (40) 『自由党史』上 岩波書店 1957 p.94。
- (41) 『公文録』陸軍省之部 明治7年2月(2A-9-㊟1163)。
- (42) 『明治建白書集成』第3巻 p.123~125。
- (43) 注(42)に同じ。
- (44) 近藤圭造編『増補皇朝律例彙纂』巻6 1877 31オ。
- (45) 『大隈文書』(C 84)
- (46) 『公文録』内務省之部 明治7年10月(2A-9-㊟1093)。
- (47) 内閣文庫蔵『雇使一件書』(185-323)。
- (48) 英国外務省文書, F.O. 262, No. 508。
- (49) 注(47)に同じ。
- (50) 注(47)に同じ。
- (51) 『公文録』左院之部 明治7年自6月至12月(2A-9-㊟1029)。
- (52) 注(51)に同じ。
- (53) 注(51)に同じ。
- (54) 注(51)に同じ。
- (55) 『万国新聞』第1号 明治9年1月6日<告白>欄。
- (56) 日本史籍協会編『大久保利通文書』7 東京大学出版会 1969。
- (57) 注(56)に同じ。
- (58) The Japan Gazette, 1876年4月18日。
- (59) The Japan Gazette,及び The Japan Daily Herald, 1880年6月1日。
- (60) The Japan Daily Herald, 1880年6月11日。
- (61) 『近代日本総合年表』第2版 岩波書店 1984, 『上野文庫解題目録・新聞部門 2』ミネルヴァ書房 1961, 『明治文学全集・91 明治新聞人文学集』筑摩書房 1979 付載「明治新聞年表」。
- (62) 大日方純夫他編『内務省年報・報告書』第1巻 三一書房 1982。
- (63) 注(61)に同じ。
- (64) 山口順子「明治前期における新聞雑誌の売捌状況」『出版研究』16 日本出版学会 p.127。
- (65) 『公文録』文部省之部 壬申自正月至三月(2A-9-㊟669)。
- (66) 注(63)に同じ。
- (67) 『新聞資料』第99号 日本新聞協会 1967.3 p.5。
- (68) 蛭原八郎『日本欧字新聞雑誌史』大誠堂 1934 p.26。
- (69) 山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局 1981 p.350。
(あさおか・くにお 白百合女子大学図書館)